

【5. その他】

(1) 許可証明書の交付について

国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、関東地方整備局管内に主たる営業所がある建設業者に限り、関東地方整備局にて「許可証明書」の交付を行っています。

この証明書は、入札参加資格申請等において建設業の許可を有していることを証明する場合や、更新の申請後、従前の許可有効期間を経過してもなお同申請に係る許可の処分がなされず、その間建設工事の発注者や契約相手方に許可の状況を証明する場合などに利用していただくものです。

【1】申請対象者

- ①現在更新許可を申請中である者(請求は1者につき1部)
- ②災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等特段の事情がある者

【2】申請方法

申請書類は関東地方整備局へ原則郵送により提出してください。

申請は随時受け付けていますが、「許可証明書」の即日発行は行っておりませんのでご了承願います。(許可証明書の発行は月2回です。)

【3】申請書類

申請に必要な書類等は以下のとおりです。手数料は無料です。

①許可証明願(下記の見本を参考にA4サイズで1部作成してください。)

②返信用封筒(かならず返信用の切手を貼付、宛先を記入したもの)

※関東地方整備局の窓口で受け取りを希望される場合は不要です。その場合その旨と連絡先を記載した書面を添付して下さい。窓口での受け取りの場合は、受領書及び委任状(任意様式)が必要になります。

③更新中であることがわかる資料及び現行の許可通知書(写): 請求される前に「許可通知書」にある「有効期限」を確認してください。

更新を申請した際に提出した申請書類のうち、表紙の「様式第1号」を受付印がはっきり分かるようにコピーして一緒に提出して下さい。

④おおよね3ヶ月以内に商号・代表者(申請者)・法人所在地についての変更、および一部業種の廃業等を届出た場合は、当該届出書の写し(受領印のあるもの)も添付してください。

【4】提出先

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館6階

国土交通省 関東地方整備局 建設部建設産業第一課 建設業係

※持参の場合

(午前)9時30分～11時00分 (午後)13時00分～16時00分

※上記閉庁日以外に、システム整備により発行に2週間以上かかる場合があります。

(例年8月中旬お盆時期頃及び年度末3月末頃)

見本	提出日	年	月	日
国土交通省 関東地方整備局 建設部 建設産業第一課長 殿				
申請者	第	許可番号	号	
主たる営業所の所在地				
商 号				
代表者名				
許可証明願				
下記の理由により当社の建設業許可に関する証明を願います。				
記				
証明書の使途				
必要部数:	1 部			
囲んである文字は説明書きです				
実際に作成する際は記載しないで下さい				

【提出日】

提出日を記入してください。

【許可番号】

「国土交通大臣」「特」「般」などは省略し、下1～5桁の番号のみ記入してください。

【主たる営業所の所在地、商号、代表社名】

届出している最新の情報を記入してください。

【証明書の使途】

証明書を必要とする理由として、何の為に何処へ提出するかなどを記入してください。

【必要部数】

1部を記入してください。

(2)申請書類等の閲覧

国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、関東地方整備局管内に主たる営業所がある建設業者に関する申請書類等については、関東地方整備局で閲覧することができます。なお、廃業した業者の提出書類の閲覧はできません。

【1】閲覧場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館6階
国土交通省 関東地方整備局 建設部建設産業第一課

【2】閲覧時間

閲覧時間 10時00分から16時30分まで(12時～13時を除く)

※①10:00～12:00②13:00～15:00③15:00～16:30の時間帯で閲覧が可能です。

閲覧所の定期休日 土・日・祝祭日、年末12月29日から年始1月3日

※必要がある場合には、臨時に休日を設け、または閲覧時間を短縮するものとし、その旨を閲覧所に掲示するとともに、関東地方整備局HPにおいても周知いたします。

【3】閲覧手続き

閲覧を希望される方は、閲覧希望日の前日にのみ電話で予約を受け付けます。

受付電話番号:048-601-3151(関東地方整備局代表) 内線:6700

予約受付時間 9時30分から16時30分まで(12時～13時を除く)

閲覧日当日に備付けの閲覧申請書に必要事項を記入の上、受付に提出してください。

1回の閲覧数に制限はありませんが、閲覧席に着席後は追加で閲覧の申請をすることはできません。

【4】その他

閲覧書類を閲覧所の外に持ち出すことはできません。また、コピー、写真撮影(デジタルカメラ等撮影できる全ての電子機器の使用)もできません。

パソコンへの入力や、メモすることは可能です。

予約回数は1人につき、1日1回とし、同一時間帯の閲覧者数は5名までとさせていただきます。

次に該当する場合は、閲覧を停止または禁止することがあります。

- (a)規則または係員の指示に従わない者
- (b)提出書類を汚損もしくは毀損し、またはその恐れがあると認められる者
- (c)他人に迷惑を及ぼし、またはその恐れがあると認められる者

【5】インターネットを利用した閲覧

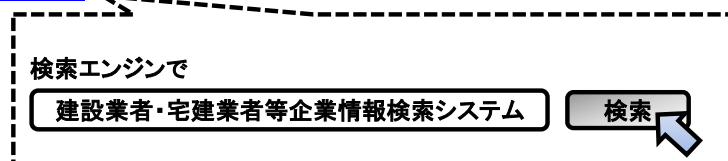
電子申請システム(JCIP)上で提出された書類に関してはインターネットからの閲覧が可能です。

(閲覧対象は電子で申請されたものに限りです)

<https://prod-internet.icip.mlit.go.jp/Client/>

国土交通大臣許可業者の業者情報に関してはインターネットからの閲覧が可能です(一部の情報に限りです)。

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>



※重要なお知らせ

建設業法の改正により、個人情報を含む書類が閲覧の対象から除外されております(平成27年4月1日以降に提出された書類から適用)。

また、都道府県における大臣許可業者の許可申請書等の閲覧は廃止になりました。

(3) 参考法令・通達等

参考法令・通達は以下のとおりです。

- 建設業法 昭和24年 5月24日 法律第100号
- 建設業法施行令 昭和31年 8月29日 政令第273号
- 建設業法施行規則 昭和24年 7月28日 建設省令第141号
- 建設業許可事務ガイドラインについて 平成13年 4月 3日 国総建第97号
- 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について 平成13年 4月 3日 国総建第99号

(4) 個人情報の取扱いについて

【建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等】

国土交通大臣が、建設業法第3条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書(同法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び第11条(第17条で準用するものを含む。))に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。)により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供しません。

1. 許可申請の審査事務
(国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合があります。)
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 許可申請書等の閲覧
4. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第27条の2に規定する法人が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供
(公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。)
5. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項に規定による次の利用又は提供
 - ・本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ・国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ・他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ・専ら統計の作成又は学術研究の目的のための提供するとき
 - ・本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - ・その他提供することについて特別の理由があるときの提供